

議 事 録

件名	久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議
日時	令和5年8月10日(木) 14:00~16:00
参加者	25人(欠席6人)
次第	<p>1 開会</p> <p>2 議 題</p> <p>(1) 令和4年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動実績及び収支決算について</p> <p>(2) 令和5年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動計画(案)及び収支予算(案)について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について</p> <p>(2) 久留米児童相談所における児童相談状況について</p> <p>(3) 構成団体による研修会の開催について</p> <p>(4) 久留米市要保護児童対策地域協議会要綱の改正について</p> <p>4 講 演</p> <p>演 題: 子どもの権利について</p> <p>講演者: 久留米市要保護児童対策地域協議会委員 特定非営利活動法人 にじいろCAP [REDACTED] 氏</p> <p>5 閉 会</p>
議事	<p>2 議 題</p> <p>(1) 久留米市要保護児童対策地域協議会の活動実績及び収支決算について</p> <p>質疑なし</p> <p>【採決】拍手多数により、承認</p> <p>(2) 久留米市要保護児童対策地域協議会の活動計画(案)及び収支予算(案)について</p> <p>【質疑】</p> <p>① 委員1: セーフコミュニティ再認証関連資料において実父による虐待が増加しているとの記載があった。どのように広報・啓発を行っていくのか。</p> <p>事務局: 児童生徒への児童虐待防止チラシ配布による保護者への周知啓発、イベントや商業施設等でのチラシ配布などを継続して行い、その他、出生届には父親が来庁することが多いため、この機会を捉えた周知を継続して行う。</p> <p>② 委員1: 最近よくニュースでも取り沙汰されている性被害の課題について、世間の関心が高まっているが、要対協はどのように取り組んでいくか。</p> <p>事務局: 潜在的な被害や虐待はあるものと認識している。令和3年度以降、市立小学校4年生等に対して、CAPプログラムを実施している。子ども自らがSOSを発信できるよう継続して取り組んでいく。</p> <p>③ 委員2: 収支予算書中、オレンジリボンキャンペーンに係る消耗品費や児童虐待防止啓発用チラシ作成に係る印刷製本費など、周知啓発に必要な経費が昨年度と比べて減っているが、どのような方針となっているか。</p> <p>事務局: スーパーバイズのための非常勤職員を雇用するため、人件費が前年度と比較して大きく増額している。収入である補助金全体の額は大きく変動しないため、消耗品費や印刷製本費で、予算額全体を調整している。</p> <p>④ 委員2: 予算額が減少したということは、周知啓発が前年度の取り組みから後退するということか。</p>

事務局：児童虐待防止のさらなる周知啓発は重要な課題と認識している。後退することがないようにしっかりと取り組んでいきたい。

【採決】拍手多数により、承認

3 その他

(1) 久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について
質疑なし

(2) 久留米児童相談所における児童相談状況について

【質疑】

① 委員1：虐待通告・相談経路の統計があり、各種関係機関が通告していることが分かる。通告は通告者にとっては相当の心的負担が掛かるものである。児童相談所が各関係機関に対して、経路別に研修を実施するような考えはあるか。

委員3：研修の在り方については、久留米市とも相談しながら検討したい。

② 委員4：資料16ページ児童相談所の「5 相談種別・市町村別相談件数の状況」で、久留米市の児童虐待相談件数が721件となっている。一方で、資料13ページ久留米市の「(3) 経路別虐待相談受付件数」で、児童相談所(令和4年度)の件数が12件となっている。この差の意味についてお尋ねする。

事務局：資料16ページ児童相談所の「5 相談種別・市町村別相談件数の状況」の721件は児童相談所が受け付けた久留米市内の件数で、資料13ページ久留米市の「(3) 経路別虐待相談受付件数」の12件は久留米市が児童相談所から受け付けた件数で、久留米市の虐待相談受付件数は292件となっている。

委員4：市と児相の連携はどのようになっているか。

事務局：市は、通告対応初期において、県内共通の「緊急度アセスメント」を使用し、その緊急度に応じて、児童相談所に通告する、児童相談所と支援方針を至急協議するなどの連携を行っている。

(3) 構成団体による研修会の開催について

質疑なし

(4) 久留米市要保護児童対策地域協議会要綱の改正について

質疑なし

4 講演

演題：子どもの権利について

講演者：久留米市要保護児童対策地域協議会委員

特定非営利活動法人 にじいろCAP ■■■■■ 氏

5 閉会

令和5年度第1回久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議

日時：令和5年8月10日（木）14:00～

場所：久留米商工会館 5階 大ホール

次 第

1. 開会

2. 議題

議題1 令和4年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動実績及び収支決算について【資料1】

議題2 令和5年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動計画（案）及び収支予算（案）について【資料2】

3. その他

(1) 久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について【資料3】

(2) 久留米児童相談所における児童相談状況について【資料4】


(3) 構成団体による研修会の開催について【資料5】

(4) 久留米市要保護児童対策地域協議会要綱の改正について【資料6】

4. 講演

演題：子どもの権利について

講演者：久留米市要保護児童対策地域協議会委員

特定非営利活動法人にじいるCAP 

5. 閉会

令和4年度要保護児童対策地域協議会 活動実績

1. 会議

①代表者会議

活動計画・予算等の審議及び児童相談状況の報告などの内容で開催

開催日：令和4年8月18日

②セーフコミュニティ児童虐待防止対策委員会

開催日：令和4年6月29日、令和4年12月21日

③プロジェクト会議

開催日：開催なし

④庁内ネットワーク会議

庁内各部署の職員が、「児童虐待」の視点を充分にもって業務にあたり、密な連携を図ることができる体制を構築するために開催

令和4年度は「子どもの権利」をテーマに講話・グループワークを実施

開催日：令和5年2月10日

2. 進行管理・ケース対応

①実務者会議(毎月) 年12回

虐待ケースの定期的な進行管理(乳幼児部会、児童生徒部会)

※令和4年度の見直し点

- ・参加機関：久留米署・うきは署の新規参加
- ・会議資料：ケース概要・課題等の明確化
- ・会議進行：困難事例の協議時間の確保

②個別ケース検討会議 135回

ケースの状況把握や問題点の確認、各機関の役割分担等

③要支援ケース・特定妊婦ケース進行管理会議 年3回

ケースの状況把握や支援方針の確認等

④母子保健・児童福祉連携会議 年12回

特定妊婦、ハイリスク妊産婦及び乳幼児に関する支援方針の検討

3. 広報・啓発等

①研修の実施

令和4年度は、学生、教職員、民生委員、校区等へ出前講座を実施するとともに、市の新規採用職員及び新任課長級職員を対象に研修を行った。

②キャンペーン期間の取り組み

- ・要保護児童対策地域協議会の構成団体を中心に、児童虐待防止推進月間の11月に街頭キャンペーンを実施

(1)令和4年11月4日 13:30～14:30 ゆめタウン久留米店

(2)令和4年11月12日 13:00～14:00 ふるさとくるめ農業まつり

- ・児童虐待防止推進月間に、関係機関、関係部署の職員の「オレンジリボン」着用
- ・オレンジリボンの作製(家庭子ども相談課職員以外の市職員によるオレンジリボン作り)

実施日:令和4年10月14日～26日

参加職員数:延べ117名

作成個数:オレンジリボン 3, 247個、オレンジ&パープルリボン 1, 663個

- ・オレンジパープルツリー

実施日: JR久留米駅 令和4年10月27日～11月7日

久留米シティプラザ 令和4年11月7日～11月29日

- ・マナビランドでの子どもや子育て家庭への啓発

オレンジリボンに関するクイズや遊びを通して、子どもや子育て家庭へ啓発を実施

実施日:令和4年11月13日

参加人数:231人

③中学校への出前サロン事業の実施

各校区の主任児童委員、民生委員、地域のボランティア等で構成される「すくすく子育て委員会」が、「子育てサロン事業」を中学校に持ち出して、中学生と子育て中の親子、地域の支援者との交流体験授業を実施。(中学3年生を対象に、助産師による命の大切さを伝える講話と赤ちゃんふれあいなど)

※令和4年度の実施状況

江南中学校	令和4年9月7、13日
田主丸中学校	令和4年9月1、2日
明星中学校	令和4年9月27日
良山中学校	令和4年10月19、20日

④子育て応援動画の配信【新規】

子育てをする保護者等を対象として、不安の軽減や解消を目的とした動画を毎月配信(6月～3月)

⑤子ども理解を深めるための連続講座の開催

第1回 令和5年1月21日 14:00～16:00

講師:

演題:『子どもの権利と子どものリアル』久留米市の取り組みから見えること

主催: 久留米市

参加人数: 133人

第2回 令和5年2月12日 14:00～16:00

講師: [REDACTED]

演題: 『虐待構造の理解』虐待をする保護者への理解と子どもの権利

主催: NPO 法人にじいろキャップ・親と子のこころの対話研究会

第3回 令和5年2月23日 14:00～16:00

講師: [REDACTED]

演題: 『福祉とデザイン』多様な人たちがキャッチできるサポート

主催: 福岡県久留米児童相談所

⑥ 面前DVに関する研修

講師: [REDACTED]

(1) 要保護児童対策地域協議会構成員向け

実施日: 令和4年8月18日

参加者: 久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議委員 22人

(2) 要保護児童対策地域協議会構成機関向け 【新規】

実施日: 令和5年1月26日

参加者: NPO法人子育て支援ボランティアくるるん 17人

⑦ 子どもの権利に関する研修

講師: NPO 法人にじいろCAP

(1) 地域向け

実施日: 令和4年12月12日

参加者: 東国分校区 24名

(2) 市職員向け 【新規】

実施日: 令和4年12月19日

参加者: 子ども未来部職員 67名

(3) 要保護児童対策地域協議会構成機関向け 【新規】

実施日: 令和5年1月23日

参加者: NPO 法人ル・バトー 15名

⑧ 子育てサポーター養成事業

子育て支援にかかわる人を対象として、虐待防止及び子どものケア等の支援ができる子育てサポーターの養成講座を実施

実施期間: 令和5年2月16日～3月12日

修了者数: 24人

令和4年度久留米市要保護児童対策地域協議会収支決算書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1 一般会計

【収入】

費目	本年度予算額(円)	本年度決算額(円)	比較増減	主な内容
補助金	3,180,000	3,180,000	0	久留米市より補助金
合計	3,180,000	3,180,000	0	

【支出】

用途	本年度予算額(円)	本年度決算額(円)	比較増減	主な内容
人件費 共済費	0	0	0	0円
報酬費	1,489,000	992,538	496,462	代表者会議謝金(所得税控除分等を含む。) スーパーバイザー謝金
旅費	100,000	860	99,140	連続講座講師旅費
消耗品費	683,000	963,607	△ 280,607	オレンジリボンキャンペーン事業用消耗品等
食料費	73,000	3,965	69,035	会議お茶代等
印刷製本費	418,000	196,700	221,300	オレンジリボンキャンペーン啓発用台紙 児童虐待防止講演会チラシ
保険料	54,000	0	54,000	0円
使用料	73,000	62,445	10,555	代表者会議会場使用料 連続講座会場使用料
手数料	30,000	9,405	20,595	振込手数料等
備品購入費	250,000	373,626	△ 123,626	机、ワゴン
予備費	10,000	0	10,000	
合計	3,180,000	2,603,146	576,854	

2 歳入歳出外現金

【収入】

用途	繰越額(円)	主な内容
繰越金	12,098	令和3年度に支払った給与等に係る源泉所得税等
歳入歳出外 現金	7,000	令和4年度に支払った給与等に係る源泉所得税等
合計	19,098	

【支出】

用途	繰越額(円)	主な内容
人件費 共済費	12,090	税務署への源泉所得税の納付等
報酬費	6,911	税務署への源泉所得税の納付等
合計	19,001	

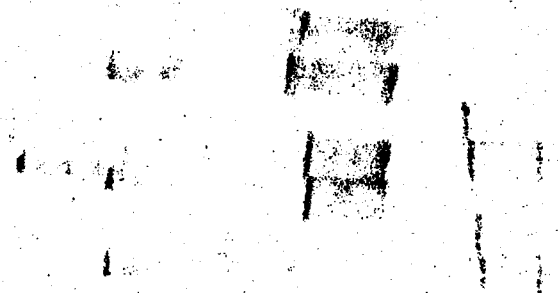
収入金額 3,180,000円
 支出金額 2,603,146円
 差引金額 576,854円(久留米市に返還)
 (参考)繰越金額 97円 ※令和4年度までの預金利息等

久留米市要保護児童対策地域協議会
 会長 豊福 由紀子

監査の結果、適正であることを認めます。
 令和5年3月31日

監事 仁比 寿美

監事



令和5年度久留米市要保護児童対策地域協議会活動計画(案)について

1. 会議

(1) 代表者会議

内容：令和4年度活動報告、令和5年度活動計画 等

(2) プロジェクト会議

本協議会の運営、庁内ネットワーク等、重点的に取り組むべき課題について、内容に応じてメンバーを選出し協議する。

2. 進行管理・ケース対応

(1) 実務者会議 (月1回)

内容：協議会で関わっている虐待ケース及び特定妊婦について、定期的な進行管理、新規ケースの協議を行う。

(2) 個別ケース検討会議等 (随時)

内容：相談を受けた個別の事例について、現状確認、今後の連携、支援方針を検討する。
あわせて、今後の連携に必要な関係機関との情報の共有や連絡調整を行う。

(3) 要支援ケース・特定妊婦ケース進行管理会議(年3回)

内容：ケースの状況把握や支援方針の確認等を行う。

(4) 母子保健・児童福祉連携会議(月1回)

内容：特定妊婦、ハイリスク妊産婦及び乳幼児に関する支援方針の検討を行う。

3. 広報・啓発活動

(1) 関係機関への啓発 (随時)

虐待を早期発見しやすい機関(民生委員児童委員協議会・幼稚園・保育所・学校)等を対象とした研修の実施。今年度は、昨年度に引き続き、面前 DV や子どもの権利に関する研修を予定している。

(2) 地域への啓発

関係機関・団体と連携した研修の実施。今年度は、昨年度に引き続き、子どもの権利などに関する研修を予定している。

(3) 子育てサポーター養成講座の実施

関係機関・団体と連携し、子育てサポーター養成講座(CAS-K)を開催

(4) 児童虐待防止推進月間の取り組み (11月)

- ・オレンジリボンの着用とオレンジリボンづくりを通じた児童虐待防止のPR
- ・民間団体等と連携した「オレンジリボン運動」の実施
- ・街頭キャンペーン等で啓発グッズとチラシを配布
- ・児童虐待防止ポスター及びチラシの関係機関への配布
- ・「広報久留米」に児童虐待防止特集掲載

(5) 「2023年度 子ども理解を深めるための連続講座 in KURUME」

一般市民、関係者向け講演会を予定(3回連続講座:2月開催予定)。

(6) セーフコミュニティの取り組み

- ・乳児家庭への主任児童委員の同行訪問の実施
- ・小中学校への出前サロン事業の実施
- ・イベントや児童虐待防止に関する講演会等の実施

令和5年度久留米市要保護児童対策地域協議会収支予算書

【収入】

費目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	明細
補助金	3,149,000	3,180,000	久留米市より補助金
合計	3,149,000	3,180,000	

【支出】

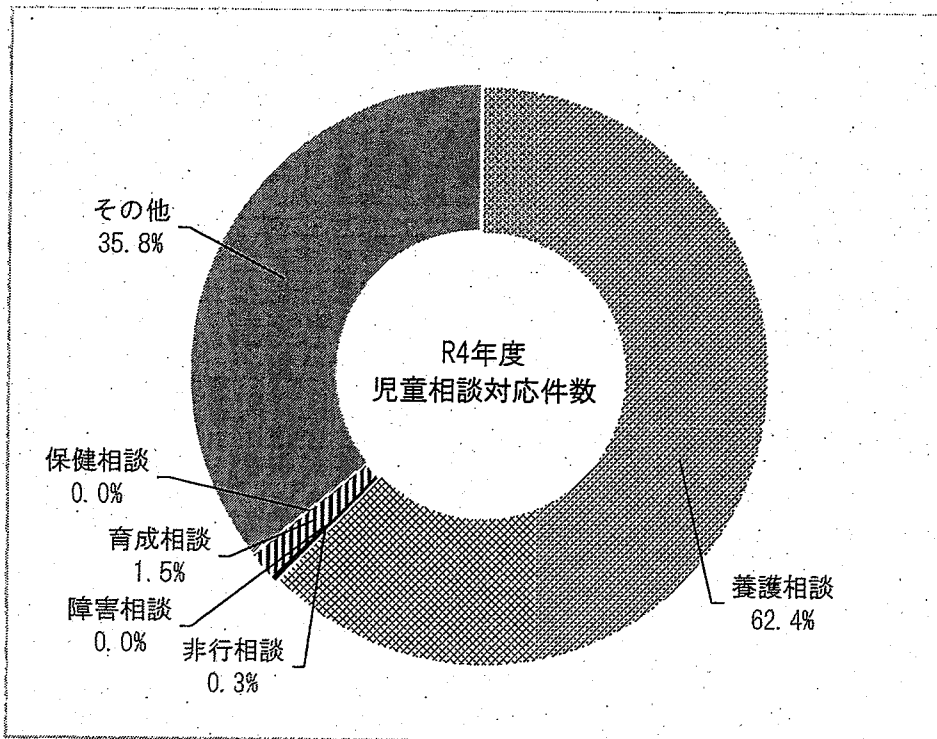
費目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	明細
報酬	1,850,000	0	給与(参与) 1,850,000円
報酬費	580,000	1,489,000	スーパーバイズ講師謝金(1人) 150,000円 代表者会議謝金 80,000円 個別ケース検討会議等謝金 30,000円 児童虐待防止講演会講師謝金等 60,000円 児童虐待防止講演会一時保育謝金等 20,000円 子どもの権利等研修・面前DV研修謝金等 240,000円
旅費 費用弁償	90,000	100,000	児童虐待防止講演会講師旅費 80,000円 費用弁償 10,000円
消耗品費	356,000	683,000	オレンジリボンキャンペーン事業用消耗品等 76,000円 オレンジリボンキャンペーン啓発物品 280,000円
食料費	43,000	73,000	会議等お茶代 10,000円 児童虐待防止講演会お茶、弁当代 3,000円 セーフコミュニティ出前サロン事業参加者お茶代 30,000円
印刷製本費	132,000	418,000	児童虐待防止啓発用チラシ 87,000円 児童虐待防止講演会チラシ 45,000円
保険料	0	54,000	
使用料	73,000	73,000	会議等会場使用料 10,000円 研修会場使用料 63,000円
手数料	15,000	30,000	手数料 15,000円
備品購入費	0	250,000	事務用什器の購入 0円
予備費	10,000	10,000	予備費 10,000円
合計	3,149,000	3,180,000	

久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について

1. 児童相談全体の状況

児童相談対応件数

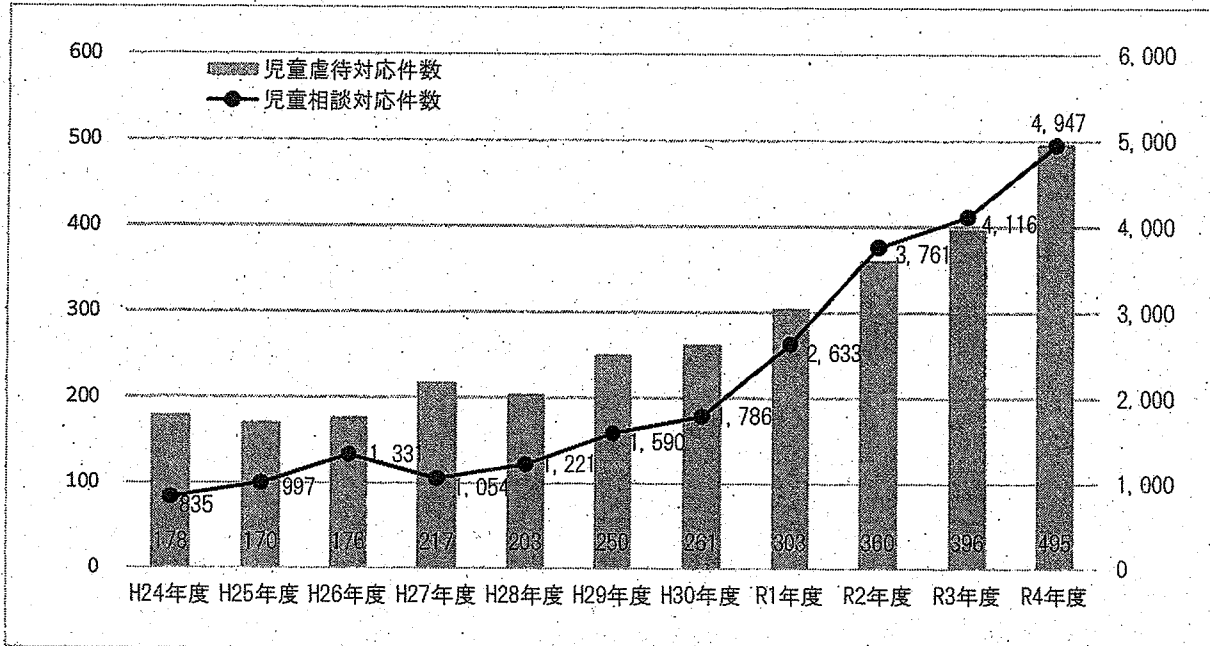
	養護相談	非行相談	障害相談	育成相談	保健相談	その他	総数
H24年度 (2012年度)	752 90.1%	3 0.4%	8 1.0%	33 4.0%	1 0.1%	38 4.6%	835 100.0%
H25年度 (2013年度)	888 89.1%	5 0.5%	13 1.3%	55 5.5%	0 0.0%	36 3.6%	997 100.0%
H26年度 (2014年度)	1,125 84.5%	11 0.8%	19 1.4%	71 5.3%	5 0.4%	100 7.5%	1331 100.0%
H27年度 (2015年度)	930 88.2%	4 0.4%	8 0.8%	31 2.9%	5 0.5%	76 7.2%	1,054 100.0%
H28年度 (2016年度)	980 80.3%	3 0.2%	7 0.6%	22 1.8%	1 0.1%	208 17.0%	1,221 100.0%
H29年度 (2017年度)	1,097 69.0%	4 0.3%	8 0.5%	24 1.5%	0 0.0%	457 28.7%	1,590 100.0%
H30年度 (2018年度)	1,290 72.2%	2 0.1%	8 0.4%	33 1.8%	1 0.1%	452 25.3%	1,786 100.0%
R1年度 (2019年度)	1,734 72.2%	0 0.1%	17 0.4%	36 1.8%	0 0.1%	846 25.3%	2,633 100.0%
R2年度 (2020年度)	2,157 65.9%	9 0.0%	0 0.6%	15 1.4%	0 0.0%	1580 32.1%	3,761 100.0%
R3年度 (2021年度)	2,439 59.3%	17 0.4%	10 0.2%	57 1.4%	2 0.0%	1,591 38.7%	4,116 100.0%
R4年度 (2022年度)	3,086 62.4%	13 0.3%	2 0.0%	73 1.5%	2 0.0%	1,771 35.8%	4,947 100.0%



2. 児童虐待に関する対応等の状況

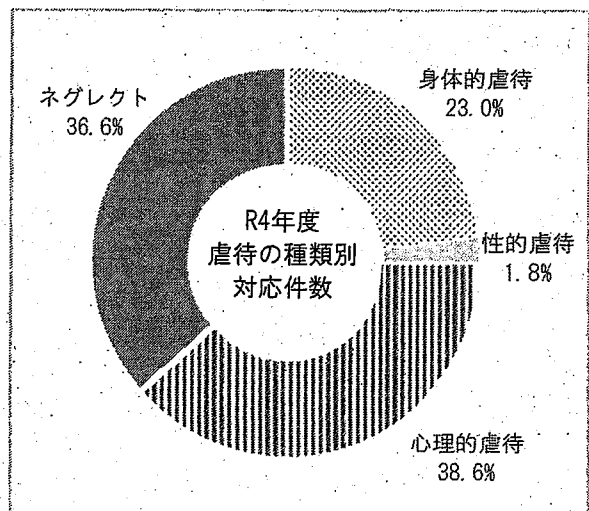
(1) 児童相談受付・虐待対応件数

	H24年度 (2012年度)	H25年度 (2013年度)	H26年度 (2014年度)	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)
児童虐待対応件数	178	170	176	217	203	250	261	303	360	396	495
うち新規	41	55	36	63	52	125	135	140	171	191	292



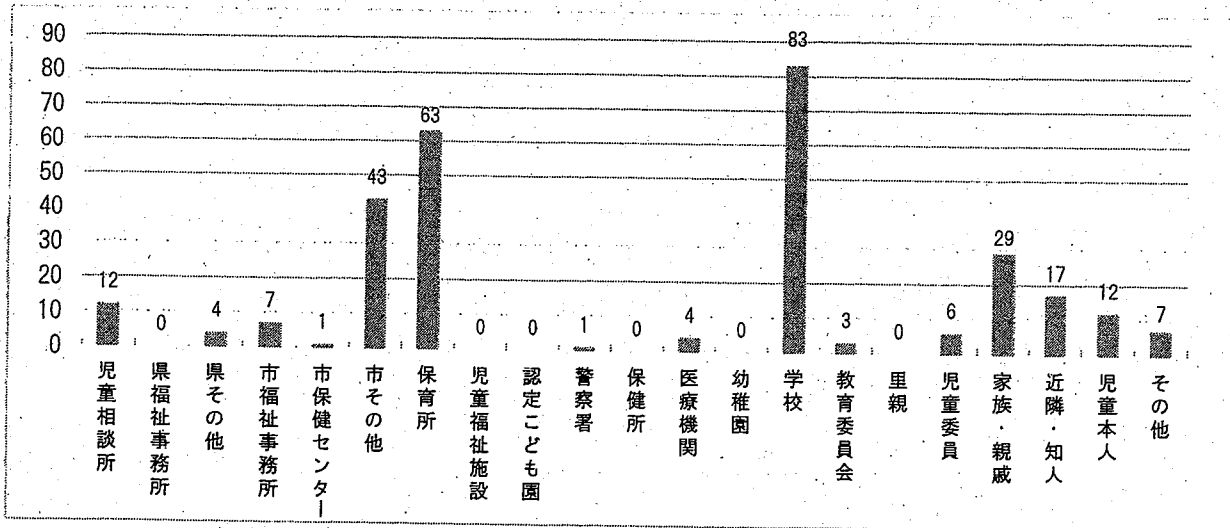
(2) 虐待の種類別対応件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	総数
H24年度 (2012年度)	47 26.4%	0 0.0%	64 36.0%	67 37.6%	178 100.0%
H25年度 (2013年度)	37 21.8%	0 0.0%	30 17.6%	103 60.6%	170 100.0%
H26年度 (2014年度)	28 15.9%	1 0.6%	40 22.7%	107 60.8%	176 100.0%
H27年度 (2015年度)	56 25.8%	0 0.0%	55 25.3%	106 48.8%	217 100.0%
H28年度 (2016年度)	23 11.3%	0 0.0%	70 34.5%	110 54.2%	203 100.0%
H29年度 (2017年度)	50 20.0%	1 0.4%	86 34.4%	113 45.2%	250 100.0%
H30年度 (2018年度)	54 20.7%	1 0.4%	115 44.0%	91 34.9%	261 100.0%
R1年度 (2019年度)	69 22.8%	3 1.0%	142 46.9%	89 29.4%	303 100.0%
R2年度 (2020年度)	87 24.2%	3 0.8%	172 47.8%	98 27.2%	360 100.0%
R3年度 (2021年度)	100 25.3%	5 1.3%	174 43.9%	117 29.5%	396 100.0%
R4年度 (2022年度)	114 23.0%	9 1.8%	191 38.6%	181 36.6%	495 100.0%



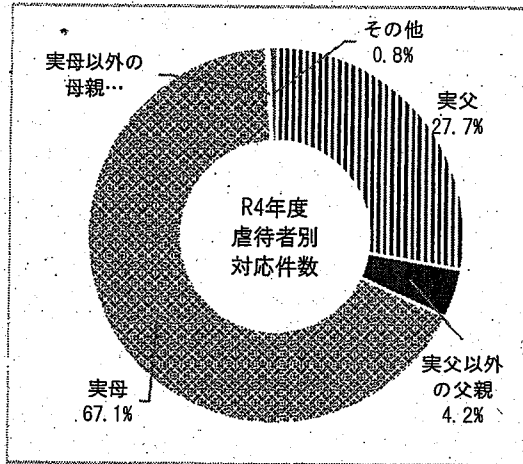
(3) 経路別虐待相談受付件数

	児童相談所	県福祉事務所	県その他	市福祉事務所	市保健センター	市その他	保育所	児童福祉施設	認定こども園	警察署	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会	里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
H24年度 (2012年度)	0	0	2	0	0	8	6	0	—	0	1	2	0	17	0	0	0	4	0	0	1	41
H25年度 (2013年度)	1	0	1	1	0	9	3	0	—	0	16	0	0	10	7	0	0	0	0	0	7	55
H26年度 (2014年度)	3	0	0	2	1	1	10	0	—	0	11	1	0	6	0	0	1	0	0	0	0	36
H27年度 (2015年度)	1	0	0	1	0	4	17	0	0	0	5	4	0	24	1	0	1	3	0	0	2	63
H28年度 (2016年度)	6	0	0	0	0	0	16	0	0	2	3	0	0	18	6	0	0	0	1	0	0	52
H29年度 (2017年度)	16	0	0	0	3	3	11	0	0	0	2	3	0	69	0	0	4	7	3	0	4	125
H30年度 (2018年度)	0	0	2	4	2	5	23	0	0	4	1	2	2	66	3	0	3	18	0	0	0	135
R1年度 (2019年度)	7	0	1	12	3	17	29	0	0	0	0	4	0	47	0	0	0	14	2	0	4	140
R2年度 (2020年度)	5	0	4	10	2	13	31	0	0	7	0	3	1	65	0	0	0	22	0	0	8	171
R3年度 (2021年度)	10	0	8	2	2	32	40	0	3	0	2	10	6	51	1	0	2	9	0	9	4	191
R4年度 (2022年度)	12	0	4	7	1	43	63	0	0	1	0	4	0	83	3	0	6	29	17	12	7	292



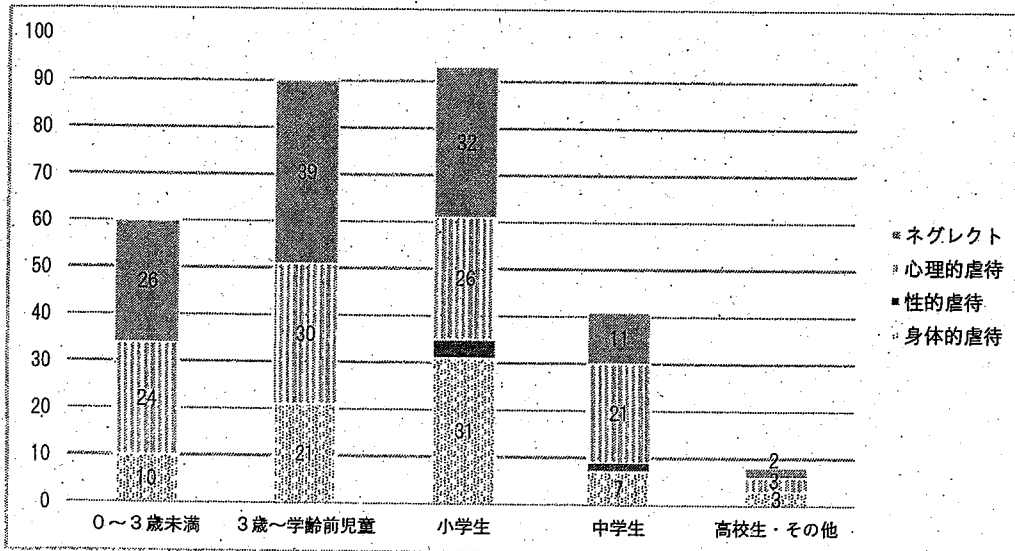
(4) 虐待者別対応件数

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	総数
H24年度 (2012年度)	36	17	105	3	17	178
	20.2%	9.6%	59.0%	1.7%	9.6%	100.0%
H25年度 (2013年度)	26	17	122	0	5	170
	15.3%	10.0%	71.8%	0.0%	2.9%	100.0%
H26年度 (2014年度)	40	14	118	0	4	176
	22.7%	8.0%	67.0%	0.0%	2.3%	100.0%
H27年度 (2015年度)	52	14	150	0	1	217
	24.0%	6.5%	69.1%	0.0%	0.5%	100.0%
H28年度 (2016年度)	54	3	142	0	4	203
	26.6%	1.5%	70.0%	0.0%	2.0%	100.0%
H29年度 (2017年度)	58	10	180	2	0	250
	23.2%	4.0%	72.0%	0.8%	0.0%	100.0%
H30年度 (2018年度)	94	23	143	0	1	261
	36.0%	8.8%	54.8%	0.0%	0.4%	100.0%
R1年度 (2019年度)	82	32	187	1	1	303
	27.1%	10.6%	61.7%	0.3%	0.3%	100.0%
R2年度 (2020年度)	123	36	199	1	1	360
	34.2%	10.0%	55.2%	0.3%	0.3%	99.9%
R3年度 (2021年度)	127	29	236	1	3	396
	32.1%	7.3%	59.5%	0.3%	0.8%	100.0%
R4年度 (2022年度)	137	21	332	1	4	495
	27.7%	4.2%	67.1%	0.2%	0.8%	100.0%



(5) 令和4年度の虐待の種類別・年齢別対応件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～3歳未満	10	0	24	26	60
3歳～学齢前児童	21	0	30	39	90
小学生	31	4	26	32	93
中学生	7	2	21	11	41
高校生・その他	3	0	3	2	8
計	72	6	104	110	292



久留米児童相談所の概要について

1 沿革

- 昭和 23 年 9 月 久留米市両替町 久留米図書館内に開設。
- 昭和 25 年 5 月 久留米市呉服町に新築移転。一時保護業務開始。
- 昭和 31 年 5 月 久留米市東町に新築移転。
- 平成 2 年 3 月 久留米市津福本町（現在地）に新築移転。
- 令和元年 10 月 久留米児童相談所内一時保護所 同住所に新築移転。

2 管轄区域の人口 (令和 5 年 3 月 1 日現在)

市町村名	久留米市	八女市	筑後市	大川市	小郡市	うきは市	朝倉市	朝倉郡	三井郡	三潞郡	八女郡	計
～ 18歳未満	45,023	8,437	8,376	3,985	9,810	3,963	7,111	5,255	2,808	2,408	3,142	100,318
18歳以上 ～ 65歳未満	149,854	28,187	26,482	15,942	32,123	12,639	23,683	16,033	8,471	7,070	10,215	330,699
65歳以上 ～	80,715	21,991	13,572	11,524	17,236	9,767	17,467	10,302	4,433	4,094	6,099	197,200
人口(計)	300,176	59,208	48,647	31,646	59,611	27,089	48,819	31,652	15,743	13,588	19,757	655,936

市町村名	朝倉郡			三井郡		三潞郡		八女郡	
	筑前町	東峰村		大刀洗町		大木町		広川町	
～ 18歳未満	5,255	5,037	218	2,808	2,808	2,408	2,408	3,142	3,142
18歳以上 ～ 65歳未満	16,033	15,335	698	8,471	8,471	7,070	7,070	10,215	10,215
65歳以上 ～	10,302	9,448	854	4,433	4,433	4,094	4,094	6,099	6,099
人口(計)	31,652	29,884	1,768	15,743	15,743	13,588	13,588	19,757	19,757

3 組織及び職員数 (令和5年4月1日現在)

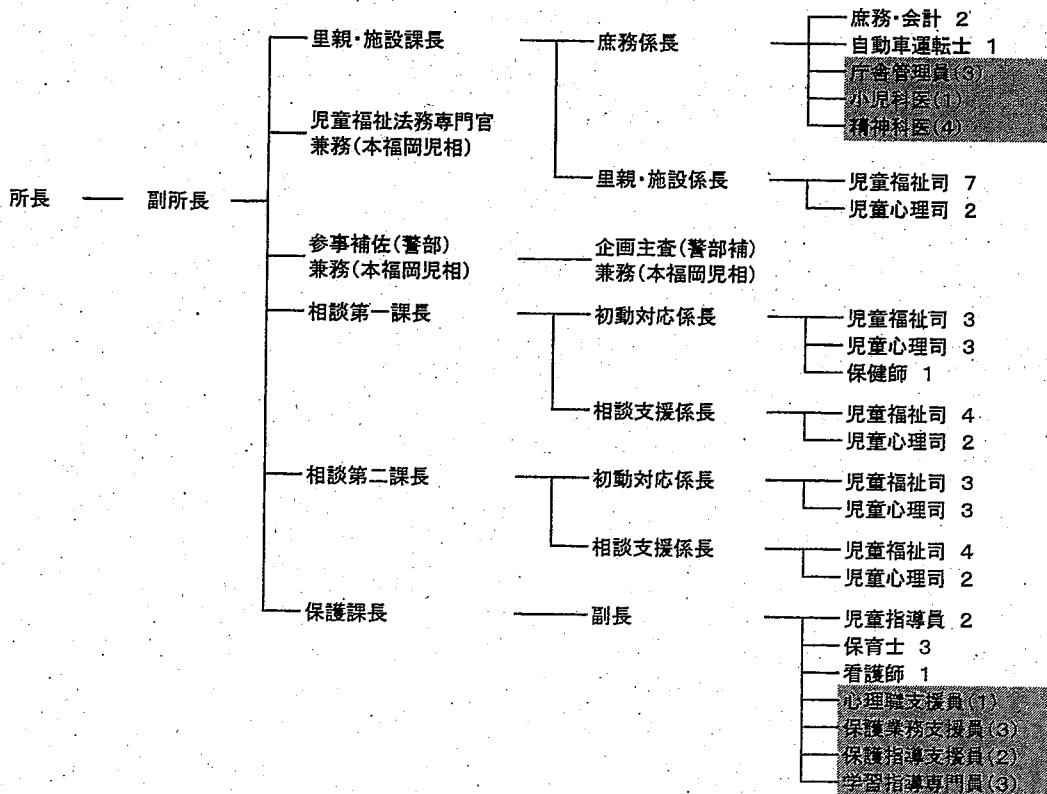
組織及び職員数

(1) 組織

里親・施設課(庶務係、里親・施設係)、相談第一課(初動対応係、相談支援係)
 相談第二課(初動対応係、相談支援係)、保護課

(2) 職員数

56名(非常勤17名) * ()は非常勤職員で外数 (欠員2)



※以下、令和4年度分データについては速報値

4 相談受付状況の推移

相談種別	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
養護相談	1,079	1,242	1,235	1,353	1,411	1,669	1,767	1,899
(うち虐待相談)	243	477	623	673	773	904	1,146	1,326
心身障害相談	1,092	1,081	1,216	931	918	657	757	737
非行相談	97	101	98	87	55	59	57	72
育成相談	137	146	137	136	164	109	115	173
保健相談・その他	37	29	5	17	7	6	39	27
計	2,442	2,599	2,692	2,524	2,555	2,500	2,735	2,908

5 相談種別・市町村別相談件数の状況(令和4年度)

	養護相談		保健	障害相談						非行相談		育成相談				その他	総計	%
	児童虐待	その他の養護		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			
久留米市	721	328	0	2	0	1	14	320	13	17	21	79	5	7	2	18	1,548	53.2%
朝倉市	69	42	0	0	0	0	1	43	1	7	1	8	1	0	0	0	173	5.9%
八女市	91	33	0	0	0	0	3	55	3	8	4	14	1	2	0	0	214	7.4%
筑後市	68	32	0	1	0	0	2	53	1	2	0	7	0	2	0	0	168	5.8%
大川市	36	10	0	0	0	0	0	30	1	0	0	5	1	1	0	1	85	2.9%
小郡市	111	17	0	0	0	0	2	58	5	1	1	6	2	1	1	2	207	7.1%
うきは市	69	12	0	0	0	0	0	28	0	0	2	3	0	0	1	0	115	4.0%
朝倉郡	47	29	0	0	0	0	4	25	5	1	1	5	1	0	0	1	119	4.1%
三井郡	43	22	0	0	0	0	0	27	3	0	3	2	0	0	0	3	103	3.5%
三潁郡	28	5	0	0	0	0	0	13	0	0	0	3	1	0	0	1	51	1.8%
八女郡	27	24	0	0	0	0	3	13	1	0	1	8	0	1	0	0	78	2.7%
管外	10	16	0	0	0	0	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	33	1.1%
不明	6	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	14	0.5%
総計	1,326	573	0	3	0	1	29	671	33	38	34	141	13	14	5	27	2,908	100.0%

6 児童虐待受付件数

①児童虐待相談受付件数の推移

虐待種別	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
身体的虐待	82	120	142	136	165	195	258	336
性的虐待	7	4	10	4	5	6	11	17
心理的虐待	50	217	345	400	476	562	701	719
保護の怠慢・拒否	104	136	126	133	127	141	176	254
総計	243	477	623	673	773	904	1,146	1,326

②児童虐待対応件数の推移

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
全国	103,260	122,575	133,778	159,850	193,780	205,044	207,660	
北九州市	606	918	1,139	1,487	2,110	2,355	2,363	
福岡市	563	976	1,292	1,908	2,449	2,639	2,685	
県所管	1,229	2,300	3,084	3,513	4,690	5,272	6,194	
福岡県	2,398	4,194	5,515	6,908	9,249	10,264	11,242	
久留米児童相談所	252	431	654	639	798	954	1,146	1,311

③児童虐待通告・相談の経路の推移(受付件数:久留米児童相談所)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
県福祉事務所	4	0	0	0	1	0	0	0
市福祉事務所	30	47	43	35	7	28	37	177
児童委員	0	0	0	3	0	1	0	0
県その他	0	0	0	0	0	1	0	6
市町村その他	15	6	21	19	33	39	70	33
保育所	9	2	4	3	10	15	16	19
児童福祉施設	6	2	0	3	2	0	0	1
警察等	59	250	403	429	546	561	679	691
家庭裁判所	0	0	0	0	2	0	0	0
保健所	0	0	0	0	0	2	0	0
医療機関	9	6	15	10	9	21	10	25
学校	24	40	26	19	31	26	46	64
幼稚園	1	1	0	0	0	0	4	6
教育委員会	3	3	4	7	2	1	0	4
家族・親族	20	25	19	17	29	30	54	113
近隣・知人	42	61	70	89	50	132	153	129
児童本人	0	5	3	5	1	5	12	13
その他	4	8	2	5	0	11	6	19
児童相談所	17	21	13	29	50	31	59	26
総計	243	477	623	673	773	904	1,159	1,326

7 一時保護及び施設入所措置の推移

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
一時保護	実人員	200	190	201	208	211	182	161	210
	延べ日数	3,742	4,047	3,454	3,356	3,980	3,106	2,514	3,210
	一日平均人員	10.3	11.1	9.5	9.2	10.9	8.5	6.9	8.8
	一人平均日数	18.7	21.3	17.2	16.1	18.9	17.1	15.6	15.3
一時保護委託	実人員	123	161	164	184	245	204	177	233
	延べ日数	2,091	3,122	2,944	4,014	4,925	3,256	4,628	5,625
施設入所		62	58	49	37	43	43	30	43
里親委託		6	11	4	8	12	12	11	10

家庭内性暴力を疑った場合の対応について

○子どもが性的被害をうかがわせる訴えをした時はすぐに児童相談所に連絡をお願いします。

例えば…エッチなことをしてくる、体を触られる、なめられる、体を触らせられる、お布団に入ってくる、服を脱がされる、裸にされる、入浴の時のぞかれる、裸や着替えの時写真を撮られる など

細かいことがはっきりしなくてもこのようなことを子どもが話したら、すぐに児童相談所に通告してください。

家庭内性暴力は、身体的虐待のような客観的情報や証拠が乏しいので、子どもの被害を最初に聞いた関係者の通告が重要なカギとなります。家庭内性暴力の疑いがあるときは確証がなくても児童相談所に通告してください。

○子どもが話す以上のことは聴き出さないでください。

自発的な子どもの言葉を聴き取ったら、それを正確に記録し、まず児童相談所に通告してください。

事実を解明しようとしたり、虐待の確証を得ようとして大人の側からあれこれと質問したりすることは、子どもの証言の暗示・誘導（情報汚染）や言葉の言い換え（情報操作）の原因となる危険性が高いので、子どもが話す以上のことは聴き出さないでください。

子どもが続けて自発的に話す限りはそれを聴き取ることが大切です。その際には、子どもが自発的に話することを尊重し、励ます意味で「それで?」「それから?」と相手の話を聞き続けるための応答のみにとどめ、子どもが一旦「それだけ」と話を切り上げたら、そこで終わることを尊重してください。

○通告した後の対応

通告を受理した児童相談所は、子どもの年齢、発達状況、特性等の情報を収集し、その子どもに合わせた対応を検討します。

構成団体による研修会の開催について

児童虐待対応件数は年々増加傾向にあり、子ども自らがSOSを発信することができるようになるための取組及び近年社会問題化している「面前DV」の急増に対する取組が急務となっています。当市では令和3年度より子ども自らの相談する力やSOSを発信する力の育成を図るため、市内小学校や地域においてCAPプログラム（児童向け、教職員向け、地域向け）を実施しています。また、急増する「面前DV」の理解を深めるため、関係者を対象とした研修会を開催する等の取組を進めているところです。

昨年に引き続き、面前DVや子どもの権利についての理解を更に広めるため、各団体での研修会開催をご検討いただきたいと考えております。

1. 募集団体

3団体


2. 内容・講師

「面前DVについて」 講師：S・ぱ～ぷるリボン

「子どもの権利について」 講師：NPO法人にじいろCAP

3. 申込方法

e-mailにて家庭子ども相談課までお申し込みください

e-mailアドレス 

4. 実施方法

各団体と要保護児童対策地域協議会との共催

- ・講師との連絡調整や講師謝礼の支払いは協議会事務局で行います。
- ・その他、会場の確保や参加者の調整等は各団体をお願いいたします。
- ・内容等の詳細については、打合せの上決定します。

※CAPプログラムとは、子どもがいじめ・誘拐・虐待などのさまざまな暴力から自分で自分を守ったり、友だちを助けたりする方法を学ぶ暴力防止のための予防とSOSの出し方に関する教育プログラム。

○新旧対象表

旧	新
<p style="text-align: center;">久留米市要保護児童対策地域協議会要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>要保護児童</u>（児童福祉法（昭和22年法律第64号。以下「法」という。）第6条の3に規定する保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護並びに関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置された久留米市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 協議会は、<u>要保護児童の適切な保護</u>を図るために必要な情報の交換を行うとともに<u>要保護児童等</u>に対する支援内容の協議及び検討等を行う。</p> <p>(構成員)</p> <p>第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等に所属する者及び市長が特に必要と認める機関等に所属する者を構成員とする。</p> <p>(会長、副会長及び監事の職務)</p> <p>第4条 協議会に会長、副会長及び監事を置き、会長には子ども未来部長、副会長には久留米市民生委員児童委員協議会長をもって充てる。監事は、協議会構成員の中から会長が指名する。</p>	<p style="text-align: center;">久留米市要保護児童対策地域協議会要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>支援対象児童等</u>（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第2項に規定する支援対象児童等をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護や支援、並びに関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置された久留米市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 協議会は、<u>支援対象児童等の適切な保護や支援</u>を図るために必要な情報の交換を行うとともに<u>支援対象児童等</u>に対する支援内容の協議及び検討等を行う。</p> <p>(構成員)</p> <p>第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等に所属する者及び市長が特に必要と認める機関等に所属する者を構成員とする。</p> <p>(会長、副会長及び監事の職務)</p> <p>第4条 協議会に会長、副会長及び監事を置き、会長には子ども未来部長、副会長には久留米市民生委員児童委員協議会長をもって充てる。監事は、協議会構成員の中から会長が指名する。</p>

<p>2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、その職務を代理する。</p> <p>4 監事は、協議会の会計監査を行う。</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議によって組織する。</p> <p>(代表者会議)</p> <p>第6条 代表者会議は、関係機関等の代表者又は当該代表者が指名する者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、要保護児童対策全般についての情報交換、関係機関等の連携のあり方等について協議する。</p> <p>(実務者会議)</p> <p>第7条 実務者会議は、協議会の構成員の中から会長が選任した者によって構成し、要保護児童についての状況確認、援助方針の見直し及び関係機関等が連携して対応する上での課題の検討等を定期的に行うものとする。</p> <p>(個別ケース検討会議)</p> <p>第8条 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等に対応するため、その要保護児童等に係る関係機関等の担当者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、要保護児童等に対する具体的な支援内容等を検討するものとし、随時開催する。</p> <p>(プロジェクト会議)</p> <p>第9条 会長は、特定の重要課題について検討する必要があると認め</p>	<p>2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、その職務を代理する。</p> <p>4 監事は、協議会の会計監査を行う。</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議によって組織する。</p> <p>(代表者会議)</p> <p>第6条 代表者会議は、関係機関等の代表者又は当該代表者が指名する者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、支援対象児童等への対策全般についての情報交換、関係機関等の連携のあり方等について協議する。</p> <p>(実務者会議)</p> <p>第7条 実務者会議は、協議会の構成員の中から会長が選任した者によって構成し、支援対象児童等についての状況確認、援助方針の見直し及び関係機関等が連携して対応する上での課題の検討等を定期的に行うものとする。</p> <p>(個別ケース検討会議)</p> <p>第8条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等に対応するため、その支援対象児童等に係る関係機関等の担当者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、支援対象児童等に対する具体的な支援内容等を検討するものとし、随時開催する。</p> <p>(プロジェクト会議)</p> <p>第9条 会長は、特定の重要課題について検討する必要があると認め</p>
--	---

る時は、プロジェクト会議を設置することができる。

2 プロジェクト会議の構成員は、協議会の構成員の中から会長が選任した者とする。

(要保護児童対策調整機関)

第10条 市長は、法第25条の2第4項の規定に基づき、要保護児童対策調整機関として久留米市子ども未来部家庭子ども相談課を指定し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 協議会の事務の総括に関すること。

(2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

(3) その他協議会の運営に関すること。

(秘密を守る義務)

第11条 この協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく協議会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 市長は、第6条及び第8条の規定により、代表者会議及び個別ケース検討会議に出席する構成員以外の者に対し、会議において知りえた秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月8日から施行する。

附 則

る時は、プロジェクト会議を設置することができる。

2 プロジェクト会議の構成員は、協議会の構成員の中から会長が選任した者とする。

(要保護児童対策調整機関)

第10条 市長は、法第25条の2第4項の規定に基づき、要保護児童対策調整機関として久留米市子ども未来部家庭子ども相談課を指定し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 協議会の事務の総括に関すること。

(2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

(3) その他協議会の運営に関すること。

(秘密を守る義務)

第11条 この協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく協議会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 市長は、第6条及び第8条の規定により、代表者会議及び個別ケース検討会議に出席する構成員以外の者に対し、会議において知りえた秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月8日から施行する。

附 則

<p>この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成19年6月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成20年5月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成21年7月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成24年1月12日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成19年6月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成20年5月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成21年7月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成24年1月12日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>
--	--

令和5年度久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議委員

順不同・敬称略
下線は新任委員
令和5年7月時点

No.	機関・団体名	役職	氏名	役割
1	福岡法務局久留米支局	支局長	大場 良成	
2	久留米警察署	生活安全管理官	横田 友也	
3	うきは警察署	生活安全課長	井手 和重	
4	福岡県久留米児童相談所	所長	冢永 志おり	監事
5		相談第二課長	淡地 千尋	
6	久留米市	子ども未来部長	豊福 由紀子	会長
7		健康福祉部生活支援第1課長	本松 寿史	
8		健康福祉部障害者福祉課長	平林 正伸	
9		保健所保健予防課 主幹	伊藤 智美	
10		協働推進部男女平等推進担当次長 (兼) 男女平等政策課長	水落 留美子	
11		協働推進部 男女平等推進センター所長	酒井 香	
12		教育部 学校教育課長	田中 浩之	
13		小学校代表(鳥飼小学校 校長)	日野 勝文	
14	中学校代表(高牟礼中学校 校長)	田中 勝昌		
15	久留米広域消防本部	消防長	黒岩 竹直	
16	一般社団法人久留米医師会			
17	一般社団法人小郡三井医師会			
18	一般社団法人浮羽医師会			
19	一般社団法人大川三瀧医師会			
20	社会福祉法人聖嬰会児童養護施設久留米天使園			
21	特定非営利活動法人にじいるCAP			
22	久留米市私立幼稚園協会			
23	一般社団法人久留米市保育協会			
24	久留米市民生委員児童委員協議会			副会長
25	久留米人権擁護委員協議会			
26	さばちゃい			
27	S・ば〜ぶるリボン			監事
28	特定非営利活動法人ル・パトー			
29	特定非営利活動法人子育て支援ボランティア くるるんるん			
30	福岡県弁護士会筑後部会			
31	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会	常務理事	川崎 勝之	

久留米市要保護児童対策地域協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、支援対象児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第2項に規定する支援対象児童等をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護や支援、並びに関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置された久留米市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、支援対象児童等の適切な保護や支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに支援対象児童等に対する支援内容の協議及び検討等を行う。

(構成員)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等に所属する者及び市長が特に必要と認める機関等に所属する者を構成員とする。

(会長、副会長及び監事の職務)

第4条 協議会に会長、副会長及び監事を置き、会長には子ども未来部長、副会長には久留米市民生委員児童委員協議会長をもって充てる。監事は、協議会構成員の中から会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、その職務を代理する。

4 監事は、協議会の会計監査を行う。

(組織)

第5条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議によって組織する。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、関係機関等の代表者又は当該代表者が指名する者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、支援対象児童等への対策全般についての情報交換、関係機関等の連携のあり方等について協議する。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、協議会の構成員の中から会長が選任した者によって構成し、支援対象児童等についての状況確認、援助方針の見直し及び関係機関等が連携して対応する上での課題の検討等を定期的に行うものとする。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等に対応するため、その支援対象児童等に係る関係機関等の担当者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、支援対象児童等に対する具体的な支援内容等を検討するものとし、随時開催する。

(プロジェクト会議)

第9条 会長は、特定の重要課題について検討する必要があると認める時は、プロジェク

ト会議を設置することができる。

2 プロジェクト会議の構成員は、協議会の構成員の中から会長が選任した者とする。

(要保護児童対策調整機関)

第10条 市長は、法第25条の2第4項の規定に基づき、要保護児童対策調整機関として久留米市子ども未来部家庭子ども相談課を指定し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 協議会の事務の総括に関すること。

(2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

(3) その他協議会の運営に関すること。

(秘密を守る義務)

第11条 この協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく協議会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 市長は、第6条及び第8条の規定により、代表者会議及び個別ケース検討会議に出席する構成員以外の者に対し、会議において知りえた秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	関係機関等
国又は地方公共団体の機関	福岡法務局久留米支局
	久留米警察署
	うきは警察署
	福岡県久留米児童相談所
	久留米市
	久留米広域消防本部
	久留米市教育委員会
法人	一般社団法人久留米医師会
	一般社団法人小郡三井医師会
	一般社団法人浮羽医師会
	一般社団法人大川三瀬医師会
	社会福祉法人聖嬰会児童養護施設久留米天使園
	一般社団法人久留米市保育協会
	特定非営利活動法人にじいろCAP
	特定非営利活動法人子育て支援ボランティアくるるんるん
	特定非営利活動法人ル・バトー
	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会
その他	久留米市私立幼稚園協会
	久留米市民生委員児童委員協議会
	久留米人権擁護委員協議会
	さぼちゃい
	S・ぱ～ぷるリボン
	福岡県弁護士会筑後部会

久留米市要保護児童対策地域協議会

★目的 支援対象児童等（要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦）の早期発見、適切な保護や支援

代表者会議

- 構成メンバー 各機関・団体の代表者等
- 目的
 - ・ 関係機関・団体において、児童虐待をはじめ支援対象児童等についての理解を共有すること。
 - ・ 関係機関・団体の円滑な連携・協力を確保すること。
- 開催回数 年1～2回
- 内容
 - ・ 協議会の活動状況の報告、評価
 - ・ 運営方針の決定 等

プロジェクト会議

特定の課題について検討する必要があるときに設置。メンバーは協議会構成員の中から会長が選任。

実務者会議

乳幼児部会

※児童が乳幼児のみの世帯

- 構成メンバー 児童相談所、障害者福祉課、生活支援課、保健所保健予防課、子ども保育課、幼児教育研究所、こども子育てサポートセンター、地域子育て支援センター、久留米市社会福祉協議会、久留米警察署、うきは警察署
- 目的
 - ・ 虐待ケースの定期的な進行管理
 - ・ 特定妊婦ケースの進行管理
 - ・ 新規ケースの協議
- 開催回数 月1回（重症度の重度と中度ケースは毎月、軽度ケースは3ヶ月に1度）
- 内容
 - ・ ケースの状況確認
 - ・ 主担当機関の確認

児童生徒部会

※児童が乳幼児のみの世帯を除く

- 構成メンバー 児童相談所、障害者福祉課、生活支援課、保健所保健予防課、学校教育課、こども子育てサポートセンター、久留米市社会福祉協議会、久留米警察署、うきは警察署
- 目的
 - ・ 虐待ケースの定期的な進行管理
 - ・ 新規ケースの協議
- 開催回数 月1回（重症度の重度と中度ケースは毎月、軽度ケースは3ヶ月に1度）
- 内容
 - ・ ケースの状況確認
 - ・ 主担当機関の確認
 - ・ 援助方針の見直し 等

個別ケース検討会議

- 構成メンバー 個別のケースに直接関わる関係機関の担当者等
- 目的
 - ・ ケースの情報を共有化し、具体的な支援内容等を検討すること。
- 開催回数 随時
- 内容
 - ・ ケース状況の把握や問題点の確認
 - ・ 援助方針の確立と役割分担の決定
 - ・ 主担当機関と主たる支援機関の決定
 - ・ 実際の援助、支援方法、支援計画の検討

＜調整機関＞ 家庭子ども相談課 児童相談チーム

補職 氏名 職種	担当業務	補職 氏名 職種	担当業務
課長 池島 大資	課の総括	総合支援拠点担当主幹 野口 晶子	児童虐待防止に関すること

補職 氏名 職種	担当業務	担当中学校校区	担当小学校校区
課長補佐 佐藤 健介	児童相談 TL		
主査 河野 昌枝	児童相談	江南	金丸
		田主丸	船越 水縄 田主丸 水分 竹野 川会 柴刈
主査 萩原 信江	児童相談	櫛原	南薫 小森野
		高牟礼	高良内 青峰
主任主事 東内 遥奈	児童相談	明星	東国分
		青陵	上津
主事 近藤 映里	児童相談	三瀨	西牟田 犬塚 三瀨
		良山	御井 合川 山川
主事 小林 主季	児童相談	宮ノ陣	宮ノ陣
		荒木	荒木
主事 太田 彩香	児童相談	筑邦西	安武 大善寺
		牟田山	南
主事 矢野 さやか	児童相談	北野	弓削 北野 大城 金島
		城島	城島 江上 青木
主事 中島 美穂	児童相談	江南	荘島 鳥飼 津福
		諏訪	西国分 日吉
主事 仲田 亜由美	児童相談	屏水	山本 草野 善導寺 大橋
		城南	篠山 京町 長門石
課長補佐 本山 和貴	(兼) 青少年育成課 児童相談	久留米市要保護児童対策地域協議会 【SV】	久留米市要保護児童対策地域協議会 【SV】
会計年度任用職員 山下 朋子	児童相談 (子育て支援担当)	会計年度任用職員 前田 信子	(兼) こども子育てサポートセンター 教育相談

